

天皇即位表現から見た 日本書紀本文の一側面

松田 信彦

はじめに

日本書紀本文の問題として、古くから区分論⁽¹⁾という問題がある。本来は三十巻にわたる日本書紀の文章が、特定の巻々によって偏向がみられ、いくつかのグループに区分できるといのが、その論の趣旨であった。日本書紀の文章上の性格を分析する上で、様々な用語や文法、文字などを基準として、その分布傾向を調べていくと、実際、日本書紀三十巻がいくつかのグループに区分できるのであるが、最近の傾向としては、それをそのまま編纂論に結びつけるような研究が行われている。しかし、全体としては、この区分論は現時点では、やや停滞してきており、新しい研究成果が多く発表されるというような状況ではない。

本稿では、前年度の研究所年報に掲載した論⁽²⁾を発展させた形で、これまでの区分論とは少し視点を変えて、新しい区分論の可能性を探っていききたい。即ち、これまでの区分論は特定の用語や文字、語法などが、どの巻きに何例出てくるのかということに注目して、その分布の統計を取り、それによる各巻の偏向を分析することで、い

くつかのグループに区分したきたのであるが、そこにはいくつかの問題もある。例えば、日本書紀の文章の中には、部分的に漢籍の文章や表現をそのまま引用したり、その他の文献からの引用なども多々みられるが、そういうものと日本書紀編纂者の文字遣いを区別することなく、機械的に統計をとっている。これは、単純に日本書紀の本文の傾向を見るだけならそれでもかまわないが、編纂論に持つていくには無理が生じる。また、用例のあるなしではなく、何例あるのかという、用例の多少による区分もしばしば見られるが、例えば3例は少なくとも10例は多いというように決めることができるのである。即ちその用例の多い巻と少ない巻という区分の基準が、極めて主観的でしかないのも問題である。また用例のあるなしの統計をとるにしても、用例が無い場合は、その用語を使う必然がない場合と、その用語を使わずに他の言葉を用いたという場合の区別をしていないのも問題である。このようにこれまでの区分論の調査方法には若干の問題が残ると言わざるを得ない。

そもそも編纂論を見据えた場合、何故、巻単位でしか統計をとろうとしないのか。日本書紀の文章の単位でいえば、天皇紀というのが最小単位になるという考え方も成立するはずであるが、そのような調査はほとんど見られない。つまり現在の区分論は、その大前提に、巻ごとによる偏向・区分というものがある。その方法自体の批判がこれまでの研究史の中には見いだせないのも問題であろう。

そこで、本稿では試みにこれまでにない新たな方法で、これまでとは違った視点で区分論というものの可能性を探っていきたい。具体的には、これまでのような巻ごとの用語・文字・語法のあるなし、あるいは、用例の多少により統計的に区分を行うのではなく、原則として天皇紀を一つの単位とし、出来る限り全ての天皇紀に共通して出てくる用例（状況）が、各天皇紀によって、どのように書き分けられているのか、あるいは統一して書かれているのかということに視点を据え、それによる各天皇紀の偏向を調査検討してみるところにする。これにより、先に指摘した従来の問題点も、ある程度は解決できるものと考ええる。

一、形式的な天皇即位記事

先に述べた、各天皇紀に共通して見られる状況（表現）というものは、何をおいても天皇の即位記事である。天皇である以上、必ず即位するからである。これを調査することで巻一・二の神代巻以外の各天皇紀を、いわば同じ土俵の上で比較できることになる。まず、少々煩雑ではあるが、歴代天皇即位の記事を見ていくことにする。

- 1、神武 辛酉年春正月庚辰朔、天皇即位於橿原宮。
- 2、綏靖 元年春正月壬申朔己卯、神渟名川耳尊即天皇位
- 3、安寧 卅三年夏五月、神渟名川耳天皇崩。其年七月癸亥朔乙

丑、太子即天皇位。

- 4、懿徳 元年春二月己酉朔壬子、皇太子即天皇位。
- 5、孝昭 元年春正月丙戌朔甲午、皇太子即天皇位。
- 6、孝安 元年春正月乙酉朔辛亥、皇太子即天皇位。
- 7、孝靈 元年春正月壬辰朔癸卯、太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。
- 8、孝元 元年春正月辛未朔甲申、太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。
- 9、開化 冬十一月辛未朔壬午、太子即天皇位。
- 10、崇神 元年春正月壬午朔甲午、皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。
- 11、垂仁 元年春正月丁丑朔戊寅、皇太子即天皇位。
- 12、景行 元年秋七月己巳朔己卯、太子即天皇位。因以改元。
- 13、成務 元年春正月甲申朔戊子、皇太子即位。
- 14、仲哀 元年春正月庚寅朔庚子、太子即天皇位。
- 15、応神 元年春正月丁亥朔、皇太子即位。
- 16、仁徳 元年春正月丁丑朔己卯、大鷦鷯尊即天皇位
- 17、履中 元年春二月壬午朔、皇太子即位於磐余稚桜宮。
- 18、反正 元年春正月丁丑朔戊寅、儲君即天皇位。
- 19、允恭 於是、群臣大喜、即日、捧天皇之璽符、再拜上焉。皇子曰、群卿共為天下請寡人。々々何敢遂辭、乃即帝位。

20、安康 十二月己巳朔壬午、穴穗皇子、即天皇位。尊皇后曰皇太后。則遷都于石上。是謂穴穗宮。

21、雄略 十一月壬子朔甲子、天皇命有司、設壇於泊瀨朝倉、即天皇位。遂定宮焉。

22、清寧 元年春正月戊戌朔壬子、命有司、設壇場於磐余薨粟、陟天皇位。

23、顯宗 乃召公卿百寮於近飛鳥八鈞宮、即天皇位。

24、仁賢 元年春正月辛巳朔乙酉、皇太子、於石上広高宮、即天皇位。

25、武烈 於是、太子命有司、設壇場於泊瀨列城、陟天皇位。

26、繼體 二月辛卯朔甲午、大伴金村大連、乃跪上天子鏡劔璽符再拜。男大迹天皇謝曰、子民治國重事也。寡人不才、不足以稱。願請、廻慮於賢者。寡人不敢當。大伴大連、伏地固請。

男大迹天皇、西向讓者三。南向讓者再。大伴大連等皆曰、臣伏計之、大王子民治國、最宜稱。臣等、為宗廟社稷、計不敢忽。幸藉衆願、乞垂聽納。男大迹天皇曰、大臣大連、將相諸臣、咸推寡人。々々敢不乖、乃受璽符。是日、即天皇位。以大伴金村大連為大連。許勢男人大臣為大臣、物部鹿火大連為大連、並如故。是以、大臣大連等、各依職位焉。

27、安閑 廿五年春二月辛丑朔丁未、男大迹天皇、立大兄為天皇。即日、男大迹天皇崩。

28、宣化 二年十二月、勾大兄広国押武金日天皇崩無嗣。群臣奏上劔鏡於武小広国押盾尊、使即天皇之位焉。

29、欽明 冬十二月庚辰朔甲申、天國排開広庭皇子、即天皇位。時年若干。尊皇后曰皇太后。

30、敏達 元年夏四月壬申朔甲戌、皇太子即天皇位。尊皇后曰皇太后。

31、用明 九月甲寅朔戊午、天皇即天皇位。宮於磐余。名曰池辺雙槻宮。

32、崇峻 八月癸卯朔甲辰、炊屋姬尊與群臣、勸進天皇、即天皇位。

33、推古 冬十二月壬申朔己卯、皇后即天皇位於豐浦宮。

34、舒明 元年春正月癸卯朔丙午、大臣及群卿、共以天皇之璽印、獻於田村皇子。則辭之曰、宗廟重事矣。寡人不賢。何敢當乎。群臣伏固請曰、大王先朝鍾愛、幽顯屬心。宜纂皇綜、光臨億兆。即日、即天皇位。

35、皇極 元年春正月丁巳朔辛未、皇后即天皇位。

36、孝德 由是、輕皇子、不得固辭、升壇即祚。

37、齊明 元年春正月壬申朔甲戌、皇祖母尊、即天皇位、於飛鳥板蓋宮。

38、天智 七年春正月丙戌朔戊子、皇太子即天皇位。(即位前紀)七年七月丁巳崩。皇太子素服稱制。

40、天武 二月丁巳朔癸未、天皇命有司設壇場、即帝位於飛鳥淨御原宮。

41、持統 四年春正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾。神祇伯中臣大嶋朝臣誦天神壽詞。畢忌部宿祢色夫知奉上神璽劔鏡於皇后。皇后即天皇位。公卿百寮、羅列匝拜、而拍手焉。(朱鳥元年九月戊戌朔丙午、天淳中原瀛真人天皇崩。皇后臨朝称制。)

(※39代は弘文天皇)

以上のように歴代天皇の即位記事を眺めてみると、いくつかの類型に分類できるように思われる。特に、いわゆる久史八代などに典型として認められる、「皇太子即天皇位」「太子即天皇位」といった形式的かつ画一的な表現をとる天皇紀と、そうでない特殊かつ個別的な表現をとる天皇紀とがあるが、前者は3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、30、38の各代の上皇紀に見られ、これと同一ではないが、ほぼ類似の表現として13、15の「皇太子即位」も含まれると考えるとよい。また、(日本書紀の表現上)立太子しないまま即位した天皇のうち2 綏靖・16 仁徳・20 安康・29 欽明の各天皇紀については、例えば2「神渟名川耳尊即天皇位」のように、「太子」または「皇太子」の代わりに、天皇自身の名を記す場合も、ほぼ同様に考えてよからう。そうすると、およそ半数近くの十八代の天皇紀ではこのような形式的、画一的な表現で天皇の即位が記されている。

るといえる。しかもその大半は15 仁徳以前、つまり大雑把に言えば日本書紀の前半部分に集中しているのである。

ところで、このような形式的な表現はどこから出てきたのであるか。当然、まず初めに見ていく必要があるのは、漢籍の用例であるが、特に歴代史書のいわゆる本紀と呼ばれる部分について見ていくことにする。中でも、既に日本書紀に影響を与えたと指摘されていて、日本書紀と同じ編年体を採用する漢書、後漢書をまず見てみることにする。

- ① 漢王即皇帝位于汜水之陽。尊王后曰皇后，太子曰皇太子，追尊先媼曰昭靈夫人。(漢書 / 本紀 / 卷一下 高帝紀第一下)
- ② 十二年四月，高祖崩。五月丙寅，太子即皇帝位，尊皇后曰皇太后。(漢書 / 本紀 / 卷二 惠帝紀第二)
- ③ 遂即天子位。(漢書 / 本紀 / 卷四 文帝紀第四)
- ④ 後七年六月，文帝崩。丁未，太子即皇帝位。(漢書 / 本紀 / 卷五 景帝紀第五)
- ⑤ 十六歲，後三年正月，景帝崩。甲子，太子即皇帝位。(漢書 / 本紀 / 卷六 武帝紀第六)
- ⑥ 明日，武帝崩。戊辰，太子即皇帝位。(漢書 / 本紀 / 卷七 昭帝紀第七)
- ⑦ 元平元年四月，昭帝崩。(中略)。六月丙寅，王受皇帝璽綬。

尊皇后曰皇太后。(漢書／本紀／卷八 宣帝紀第八)

⑧黃龍元年十二月，宣帝崩。癸巳，太子即皇帝位，謁高廟。(漢書／本紀／卷九 元帝紀第九)

⑨竟寧元年五月，元帝崩。六月己未，太子即皇帝位，謁高廟。(漢書／本紀／卷十 成帝紀第十)

⑩綏和二年三月，成帝崩。四月丙午，太子即皇帝位，謁高廟。(漢書／本紀／卷十一 哀帝紀第十一)

⑪九月辛酉，中山王即皇帝位，謁高廟，大赦天下。(漢書／本紀／卷十二 平帝紀第十二)

⑫六月己未，即皇帝位。(後漢書／本紀／卷一上 光武帝紀第一上)

⑬中元二年二月戊戌，即皇帝位，年三十。(後漢書／本紀／卷二 顯宗孝明帝紀第二)

⑭十八年八月壬子，即皇帝位，年十九。(後漢書／本紀／卷三 肅宗孝章帝紀第三)

⑮章和二年二月壬辰，即皇帝位，年十歲。(後漢書／本紀／卷四 孝和孝殤帝紀第四)

⑯太尉奉上璽綬，即皇帝位，年十三。太后猶臨朝。(後漢書／本紀／卷五 孝安帝紀第五)

⑰十一月丁巳(中略)迎濟陰王於濟陽殿西鍾下，即皇帝位，年十二。(後漢書／本紀／卷六 孝順孝沖孝質帝紀第六)

⑱建康元年立為皇太子，其年八月庚午，即皇帝位，年二歲。(後漢書／本紀／卷六 孝順孝沖孝質帝紀第六)

⑲其日即皇帝位，年八歲。(後漢書／本紀／卷六 孝順孝沖孝質帝紀第六)

⑳其日即皇帝位，時年十五。太后猶臨朝政。(後漢書／本紀／卷七 孝桓帝紀第七)

㉑庚子，即皇帝位，年十二。改元建寧。(後漢書／本紀／卷八 孝靈帝紀第八)

㉒九月甲戌，即皇帝位，年九歲。(後漢書／本紀／卷九 孝獻帝紀第九)

以上、漢書・後漢書の皇帝即位の表現を追ってみたが、これらの例から②④⑤⑥⑧⑨⑩の例は、日本書紀では「天皇位」となっているところが、当然のことながら「皇帝位」という用語になっているのを除けば、日本書紀と極めて類似していると言えよう。特に日本書紀の3、7、8、9、12、14のように、「太子」という語が用いられる点や、形式的、画一的に記述される点などは同じと言ってよからう。さらに、即位の年月日の後に「太子即皇帝位」と記す順序など、表現以外の書式でも非常にパターン化されているところは同じである。

また後漢書の方は、ただ「即皇帝位」と記すだけで、「太子」ま

たは「皇太子」などを記さないが、やはり、全体を通してパターン化されており、日本書紀の前半部分や漢書と同様、形式的かつ画一的な書き方がされている点では同じである。

それでは、4、5、6、10、11、13、38の「皇太子即天皇位」という表現であるが、これについて漢籍を調べてみると、以下に掲げたように、「晉書」と「周書」に見出すことができる。

a、太熙元年四月己酉，武帝崩。是日，皇太子即皇帝位，大赦，

改元為永熙。（晉書／紀／卷四／孝惠帝衷）

b、宣政元年六月丁酉，高祖崩。戊戌，皇太子即皇帝位，尊皇后

為皇太后。（周書／帝紀／卷七／宣帝贊）

このように、日本書紀に多く見られる「皇太子」が即位するという表現は漢籍ではそれほど多くはないようであるが、右の例の他に旧唐書などに多く見られるので、漢文としてもそれほど特異な表現ではないらしい。

本稿は出典論を述べるつもりはないので、これらのことから、漢書なり後漢書なりその他の史書から、日本書紀の天皇即位表現ができたと言うつもりはないが、特に日本書紀の前半部分（15代）仁徳天皇以前の記述の多くが、漢書に見られる「太子即皇帝位」という表現と、それを機械的・形式的に用いる書式と極めて類似している

ということの確認できる。

二、個別的な天皇即位表現

さて、先に確認してきたように、日本書紀の前半部分における各天皇紀に見られた、形式的、画一的な天皇即位表現に対し、後半部分は様相を変えている。まず特徴的な例は、17履中以降、21、22、23、24、25、33、37、40の9例で即位した宮（場所）を記すようになる。先に示した前半部分のいわゆる画一的な記事にはない要素であり、全体としても他に、初代神武天皇に記されただけである。このように、即位した場所（宮名）を記すことは、日本書紀の後半部分のひとつの特徴とも言えよう。しかし、これを形式的、画一的な表現かといえ、そうとも言えない。例えば比較的近似している表現を持つ、21雄略、22清寧、25武烈については「命有司」して「設壇（場）」して、「於○○」というように即位した場所を記す点では同じであるが、例えば、即位主体を雄略紀では「天皇」とし、武烈紀では「太子」とし、清寧紀では記さない。また、即位の表現も、雄略紀では「即」の字を用いるのに対し、清寧・武烈の両紀では「陟」の字を用いている。このように、一見パターン化されているようで、実は細かな箇所では相違が見られ、形式としては比較的類似のパターンをとるものの、文字表現の上では必ずしも一致していない。他にも場所を示すという点では同じであっても、表現まで画

一的であるとはとてもいえないので、やはり前半部分とは大きく様相を異にするといっていいただろう。

また、27安閑、28宣化、32崇峻の各天皇紀では、それぞれ「立大兄為天皇」「使即天皇之位焉」「勸進天皇、即天皇之位」のように使役の表現が見られたり、36孝徳紀のように「升壇即祚」と、他とは異なる、いわば固有の表現が用いられる場合もある。また、19允恭紀では「即帝位」の表現が採られ、この「帝位」は、他には初代神武と天武の両天皇にしか用いられない用語である。このように日本書紀後半部分における天皇即位表現は一定しない。

そのひとつの要因としては、日本書紀の後半部分には、天皇の即位が順当でない場合が多く見られることも挙げられる。例えば、允恭天皇は立太子しないまま、反正天皇が崩御し、周囲の推挙にもなかなか応じないといういきさつが語られる他、安康天皇も、本来は木梨軽太子が立太子していたが、近親相姦が発覚し失脚。急遽、即位することになる。その安康天皇は眉輪王に暗殺され、その事態を収拾した雄略天皇が即位する。また継体天皇は、武烈の後継者が存在しないことから、応神天皇の子孫ということで、急遽即位することになり、崇峻天皇も蘇我馬子に暗殺され、敏達天皇妃の推古が即位するなど、それぞれの天皇の即位にまつわるエピソードが、極めて個別的であることから、即位表現も、個別化していったことは推測できる。

三、立太子記事

今述べてきたことは立太子記事を見ても明らかで、便宜的に各天皇の即位前紀に表れた立太子記事を一覧すると、次のようになる。

- 1、神武 年十五立為太子
- 2、綏靖 (神武紀に立太子記事あり)
- 3、安寧 立為皇太子
- 4、懿徳 立為皇太子
- 5、孝昭 立為皇太子
- 6、孝安 立為皇太子
- 7、孝靈 立為皇太子
- 8、孝元 立為皇太子
- 9、開化 立為皇太子
- 10、崇神 立為皇太子
- 11、垂仁 立為皇太子
- 12、景行 立為皇太子
- 13、成務 立為太子
- 14、仲哀 立為太子
- 15、応神 立為皇太子
- 16、仁徳 (応神紀に菟道稚郎子が立太子する記事あり)

- 17、履中 立為皇太子
 18、反正 立為皇太子
 19、允恭 |
 20、安康 (允恭紀に木梨輕太子の立太子記事あり)
 21、雄略 |
 22、清寧 立為皇太子
 23、顯宗 立億計王為皇太子、立天皇為皇子
 24、仁賢 遂立億計天皇為皇太子
 25、武烈 立為皇太子
 26、繼体 |
 27、安閑 |
 28、宣化 |
 29、欽明 |
 30、敏達 立為皇太子
 31、用明 |
 32、崇峻 |
 33、推古 |
 34、舒明 |
 35、皇極 (立為皇后)
 36、孝徳 |
 37、斉明 |

- 38、天智 立天皇、為皇太子
 40、天武 立為東宮
 41、持統 |

一覽すれば分かるように、前半部分は極めて形式的、画一的に立太子記事が記されるのに対し、後半部分では、立太子記事そのものがない場合、即ち立太子しないまま即位する場合が多く見られ、また立太子しても、23 顯宗、24 仁賢、38 天智の各天皇のように他とは異なる表現が採られたり、40 天武紀では「皇太子」ではなく「東宮」が用いられたり一定でない。

先に示した天皇即位の表現が日本書紀後半部分では個別化していくのと呼応するかのようになり、立太子記事も日本書紀後半部分では、記事が記されていないということも含めて一様ではなくなっている。それだけ個々の天皇の立太子から即位へと繋がる状況が一様ではなくなつて、個別化していったことを物語っているわけであるが、これは単なる歴史的事実として受け止めることはできない。歴史的にそういう流れだから、記述自体もそうになっているとは言えないということである。

このことは、日本書紀の歴史叙述の方法、即ち編纂・筆録という行為と深く関係していると考えるべきであろう。確かに日本書紀の後半部分、特に仁徳天皇以降の即位にまつわるエピソードは様々で、

一様でないのは、ある面では歴史的な事実を反映しているのかもしれない。しかし、日本書紀はあくまで単なる歴史の記録ではなく、ある編纂意志に基づいて述作された書物であるし、改めて言うまでもなく、神武紀や欠史八代のように、歴史的事実とは認定できないものまで多く含まれているのが現状である。また漢籍を見るまでもなく、歴史叙述の方法として、例えば漢書などは皇帝の即位について、多少の揺れはあるものの、基本的には同様の形式・表現を用いて、統一的に記していくし、これは後漢書などについても同様である。即ち、漢書については、基本的に班固の筆によるものと認めてよいし、後漢書についても、編者に揺れはあるが、少なくとも「紀」については范曄の筆と考えてよいと思うが、同一の筆、あるいは、仮に複数であっても同一の意志に基づく編纂であれば、必然的に即位や立太子記事は形式的、画一的になつていくと考えられる。そこそが単なる記録ではなく、歴史を記するという行為に他ならない。このように考えると、各天皇の即位や立太子の実体がどうであったかという問題とは別に、日本書紀においてどのようにそれが記されているのかということが重要であり、少なくとも、日本書紀においては、具体的な線引きは難しいもの、おおむね前半部分には天皇即位表現の形式的、画一的傾向が認められ、後半は個別的、特殊的性格が認められることは間違いない。立太子記事についても同様である。実際に立太子したかしてないかは問題でなく、システムが

存在するならば、それに当てはめて記す方法もあるわけで、現に漢籍では、「乙丑、立皇子弗陵為皇太子。丁卯、帝崩于五柞宮、入殯于未央宮前殿」(漢書、武帝後元二年二月条)、「後元二年二月上疾病、遂立昭帝為太子、年八歳。以侍中奉車都尉霍光為大司馬大將軍、受遺詔輔少主。明日、武帝崩。戊辰、太子即皇帝位、謁高廟」(漢書、昭帝即位前紀)というように、皇帝が崩御する直前に、次期皇帝を立太子させる記事もある。もともと存在しない欠史八代を作るくらいなら、そういう方法を採用することも可能ではないのか。

つまり、言い方を変えれば、そう書いてないと言うことは、皇太子制などのシステムが出来てない時代に書かれたと考えることも出来るのである。いや、むしろそう考えた方が自然であろう。

おそらく日本で皇太子制というものが確立したのは、大宝令以降、遡っても淨御原令を越えることはないだろう。いくら漢籍の表現を真似して書いたとはいえ、日本に存在しない政治システムを書くことは考えられない。即ち、欠史八代以降、継体天皇の前までは立太子記事が整っている天皇紀がほとんどである(立太子していない仁徳・安康両天皇は、他の皇子の立太子記事がある)。このような記事は、当然極めて新しい知識と政治システムの元で成立したものであり、上記のとおり、おそらくは文武朝もしくはそれ以降に、機械的に書かれて言ったものと推測するのが妥当であろう。現に、極め

て形式的かつ画一的な天皇即位表現も、立太子記事の定型化も、それを裏付けている。逆に、継体以降は立太子記事のない天皇紀が多く、また天皇即位の表現も個別的になっているのは、比較的古い時代に、しかも統一的、機械的な作業による歴史編纂ではなく、少なくともある程度まとまった資料としては、個別的に成立していったと考えるのが自然である。日本書紀が既にある資料に対して、あまり加筆することなく、比較的忠実にその資料を用いることは、神代卷の一書の取り扱いから見ても、十分に確認できる⁽⁶⁾。

ただし、機械的な作業を行って成立した天皇紀と、そうでない天皇紀を明確に区別することは、現段階では極めて困難である。というの、天皇即位表現にしても、先に確認したように、概ね前半部分では形式的で画一的な性格を持ち、後半部分は特殊で個別的な性格を持つことはわかるが、その間の線引きをどこでするのが問題である。例えば天皇即位表現だけを見ていけば、大きく変化するのは雄略紀からであるが、履中・反正・允恭の各天皇についても、明らかにそれ以前とは異なる書き方をしている。また立太子記事でいえば、継体天皇以降は、それを記すことは少ないが、それより前については、原則として立太子記事を載せる。

四、まとめ

従来⁽⁷⁾の区分論では、調査対象によって若干の揺れはあるものの、

ほぼ雄略紀の手前、つまり卷十三と卷十四の間で線を引くという点については、各研究者で共通する線引きであったが、実はこの線を引くという行為自体が、日本書紀の正しい理解を妨げているようにも思う。特に編纂というものを視野に入れた場合はなおさらである。というのも、例えば、今回指摘したように、おそらくは日本書紀の後半部分は、比較的古い時代に記録された歴史資料を最大限に利用して日本書紀を編纂しているために、上記のような傾向が出たが、部分的には、恐らく日本書紀編纂の最終段階で、様々な加筆があったはずである。その結果、後半部分であっても、前半部分と同じような性格を持つ天皇紀ができているのもまた事実である。

従来、特に雄略紀の手前で線を引く大きな根拠は、もちろん用字・用語の偏向も認められるが、その他にも暦の問題が指摘されてきた。確かに雄略紀以降と、それより前の部分では異なる暦が用いられており、しかも雄略より古い天皇紀では、新しく日本に入ってきた儀鳳暦が用いられているのは周知の事実である。しかもこの儀鳳暦は持統天皇四年頃から日本で使われ始め、文武天皇二年から完全に儀鳳暦のみを使用するようになる。つまり、先に示したように、立太子制が定着していく次期とちょうど重なり、その暦で書かれた天皇紀には、形式的、画一的に立太子記事も記される。そう考えるとこの暦の問題は重要であるが、それだけで卷十四以降と、それより前の部分で明らかに区分するのは問題が残る。

ここで想像をたくましくするならば、おそらくは雄略以前の天皇紀に関する資料は、存在したとしても断片的でしかも暦が入ってないようなものであったのかもしれない。それらを集め、一つの歴史に復元した作業を日本書紀の編纂と呼ぶならば、おそらくは文武朝以降の役人が、当時使われていた暦を使って、なおかつ当時定着し始めていたであろう立太子記事を、そして当然、天皇即位記事をも漢籍などの例に倣い、機械的に書き加えていったと考えるのが自然である。

例えば、いわゆる前半部分の天皇紀では、天皇が即位する年月日が、ほとんど元年正月に設定されてくる。逆に後半では即位前紀で天皇即位が語られるケースが増えてくるのであるが、これも、おそらくは元号というシステムが定着した大宝以降の考えが反映したものであろう。元号制は、現在でもそうであるが、天皇の即位をその元年に設定したいという考えが働く。もう少し具体的に考えれば、元号のシステムが確立したのが大宝以降とすれば、文武朝であるが、これは文武が即位した後の話であるから、それ以降の天皇を見てみると、次の元明天皇は即位の次の年を和銅と改める。この時点では、天皇の即位と元号の元年との関係はまだ希薄であるが、次の元正・聖武・孝謙などは、すべて即位した年をそれぞれ靈龜・神龜・天平感宝（天平勝宝）の元年と設定する。つまり奈良時代以降の思想が、日本書紀前半部分の天皇即位記事に、強く反映しているということ

が言える。このことから、最終的に日本書紀前半部分の歴代天皇紀がまとめられたのは、恐らくは奈良時代以降に非常に機械的に、また形式的、画一的な作業が行われたと推測する。

逆に雄略紀以降の天皇紀については、もうすでに古くから用いられている元嘉暦によって記された資料を中心にとめたことは疑いようがない。具体的には天武紀の記事にみえるような、歴史の編纂事業が開始された時期に、それまでの古い資料をもとにまとめられた資料が元になっていたのであろう。

以上、ここまで考察してきたことは、調査対象も天皇即位という、ごく限られた現象のみを扱っており、これによって、日本書紀の文章の性格を明らかにすることはできないが、これからの区分論を考えていく上で、一つの新たな視点を加えられたのではないだろうか。即ち、従来のどこの巻にどのような言葉が何例出てくるか、というような調査も必要ではあるが、本稿のような、各巻共通の事象が、それぞれの箇所でのように表記されたかというような比較、あるいはどのような書式で書かれているのかという比較も行うことで、これまでに見えなかった日本書紀の本文の性格の一面が看取できるのではないだろうか。今後、さらに様々なケースでの考察を進めていきたい。

(注)

- 1 区分論の研究史のまとめについては、すでに山田英雄氏の教育社歴史新書『日本書紀』（教育社、昭和五十四年六月）や、森博達氏の中公新書『日本書紀の謎を解く』（中央公論社、平成十一年十月）に詳しいので、ここで改めてまとめることはしない。
- 2 拙論「日本書紀編纂についての一疑問」（万葉古代学研究所年報第2号、平成十六年三月）
- 3 『日本書紀』の引用は、岩波書店の日本古典文学大系本によつた。また一部文字を改めたところがある。以下同じである。
- 4 『漢書』『後漢書』の引用は、それぞれ中華書局版によつた。
- 5 皇太子制をいつの成立に考えるかは歴史学の間でも議論が定まらないが、例えば天智天皇の皇子、大友が天智十年に太政大臣になり、実質的な天智天皇の後継者となるが、立太子しないのは、次期天皇としての皇太子制が確立していなかったと判断する。天武天皇の皇太子草壁皇子についても、岩波日本古典文学大系本の補注に見えるように、実質的な後継者として保証されたものではないとの見解に従う。
- 6 拙著『『日本書紀』神代巻の基礎的研究』（國學院大學大学院研究叢書文学研究科3、平成十一年三月）
- 7 大宝以前の元号としては大化、白雉、朱鳥などがあるが、いずれの例からもシステムとして社会的に定着したとは言い難い。また木簡などの資料にも、まったく記載されず、現実に使われた形跡が確認できない。